

平成21年度第4回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成21年7月8日(水)
会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午前10時00分
終了時間 午前11時26分

○出席委員(9名)

会長 田中榮信
副会長 小山一美
委員 米原靖雄
野口ミナ子
村崎博則
改原明博
松永 隆
内藤信博
菊池博志

○欠席委員 (なし)

平成21年度第4回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成21年7月8日（水）午前10時～
場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

[協 議]

協議第1号 富合町地域における下水道整備計画について

[報 告]

報告第1号 今後の行事予定について

4 その他の議題

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成21年 8月 日（ ）午前・午後 時 分

5 閉 会

司会

時間になりましたので、平成21年度第4回富合町合併特例区協議会を開催したいと思います。協議会の開催に先立ちまして配布資料の確認をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。まず、一枚紙で「平成21年度第4回富合町合併特例区協議会次第」、それと閉じてあります「平成21年度第4回富合町合併特例区協議会」の冊子並びに「平成20年度熊本市の下水道」と記載されております冊子がございます。以上の3点の資料を配布しておりますが資料の過不足はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それでは、これから会議に入ってまいります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

皆さんおはようございます。本日は早朝からコミュニティ部会に引き続きご出席いただきましてありがとうございました。これから、議事に入りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それではただ今から、平成21年度第4回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。なお、協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人として熊本市議會議員のくつき信哉先生にご出席を要請いたしましたところ、公務により欠席ということでございますので皆様にご報告をしておきます。

ここで、会議録署名委員を指名したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は内藤委員さんと菊池委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、構成員の出席についてでございますが、本日は構成員の皆様全員出席でございます。なお、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますのでご報告を申し上げます。それでは、まず最初に合併特例区長の村崎区長さんにご挨拶をお願いしたいと思います。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。まだ梅雨の半ばではありますが、先般少しは雨が降りましたがまだ多くは降っておりません。しばらくは梅雨だと思いますので、特例区または総合支所といいましても災害があった場合は早急な対応ができるように準備を進めている所でございます。和歌山県辺りでは集中豪雨により大変被害がでているような状況でありますので、やがて梅雨明けとは思いますがもう一回ぐらいは集中豪雨が来るのではないかと心配をしております。

富合町地域も梅雨入りまでは雨も無く田植えも大変心配しておりましたが、田植え前に少し雨が降り、水の心配も無く無事田植えも終わり一安心しているところです。

合併して約10ヵ月が過ぎました。大きな予算をいただいているので、合併して良かったと言われるような合併効果を出すような予算配分をしている所でございます。

また、先般、城南町・植木町の住民投票がありました。私達も大変感心を持っておりましたところ、城南町も植木町も熊本市との合併という結論が出ました。特に城南町は、富合町と一体性がありますので関心を持っていましたところ、熊本市と合併するという住民投票の結果が出ましたので大変うれしく思っております。今後はお互い熊本市の一員となります、富合町・城南町というのは昔から一体的な考え方もございますので、両町合せて共に色々な事に手を取り合いながら町づくりを進めていきたいと思っております。

城南町は、一昨日調印式を行われまして、10日に廃置分合議案を審議されると聞いておりますが、廃置分合の議決も現状では議員さんの賛同が多いようなことを聞いておりますので、城南町の熊本市との合併はできるものだと思っております。それと、植木町も9日に廃置分合議案を提案されるということを聞いておりますが、ともに合併して、私達の最初の目的であります熊本市が政令指定都市になることがこの地域の発展につながるものだと思っております。政令指定都市が設置されるまで2~3年かかるという話ですので、それまでに私達も地固めをしておかなければならぬと思っている所でございますので、委員の皆さん方もよろしくご協力を願いしたいと思っております。

また、新幹線の車両基地の見学会を12日に計画してあるとのことでございますが、委員の皆さん大変ご苦労ではございますが、町内からの参加者が大変多いです事故がないようご指導の方よろしくお願いしたいと思います。そしてまた、8月1日には富合町のふるさと祭りがあります。そこで、皆さん方にもご協力を願いしたいと思っております。今、実行委員会の方で着実に準備を進めておりますし、色々な皆さん方の浄財をいただき良い祭りができるものと思っておりますので、是非ご協力を願いしたいと思っております。そして、8月8日には昨年同様に火の国祭りがございますので、富合町から多くの方に参加し、また踊りにも出ていただき賑わっていただきたいと思っております。

本日は、本年度第4回目の特例区協議会でございます。本日は、下水道整備計画のこと、梅田審議員さん他4名の方がおいでになっておられます。今年は杉島処理区と新幹線の車両基地の分が計画に載つておるようでございますので、よろしく説明をお願いいたしましてご挨拶をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。

それでは、これより次第3議事に入ります。協議第1号「富合町地域における下水道整備計画について」につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

本日は、上下水道局下水道建設課からご出席をいただいております。それでは梅田審議員よろしくお願ひいたします。

おはようございます。熊本市下水道建設課 審議員の梅田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。日頃から下水道事業にはご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在の状況を説明させていただきます。平成21年度当初に杉島処理区の面整備を発注しております。現在40%の施工でございます。それから、九州新幹線車両基地の建設において、鉄道運輸機構と契約をいたしまして今後25ヘクタールの面整備を実施してまいりたいと思っております。また、その周辺に関する下水道工事を現在発注したところでございまして、契約待ちの状態でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。今後の詳細につきましては、下水道建設課計画調整室 岡本主査よりご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

こんにちは。下水道建設課計画調整室の岡本でございます。何分慣れておりませんので、お聞き苦しい点があるかとは思いますがよろしくお願ひします。

本日の説明につきましては、今お手元の方に配布しております「熊本市の下水道」のパンフレットを使いましてご説明したいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

まず、最初のページをお開きください。今、道路やダムなど一般的に公共事業の環境に対する影響があちこちで問題となり日々報道されておりますが、下水道事業はここにも書いてありますように都市の基盤施設としての役割はもちろん自然環境の保全と健康で快適な生活環境作りを目的とする特徴ある公共事業でございます。

まず、下水道とは何なのか？なぜ下水道が必要となるのかということについてご説明をいたします。下水道とは、一般的に道路の側溝であったり家の裏の水路などが下水道と呼ばれておりますが、ここで説明いたします下水道とは、各家庭からの雑排水やトイレの汚水を集めて処理場まで運び、処理する施設までは通常は道路の下に丸い管を埋めて整備しております。管の大きさは皆さんの家の近くで直径が約20センチメートルほどの管でございますけれども、最終的な週末処理場に流れる際には直径約2メートルほどの管が埋設されております。なぜ、下水道が必要かということでございますけれども、人間が生活していく上で水は非常に大切な限りある資源でございます。その水は地球を循環しており、私達人間が孫・子の代まで何年も使うことになります。特に熊本市は、ご存知のとおり100%地下水に頼っている数少ない恵まれた都市であります。地球上にはたくさんの水があるようと考えがちですが、淡水は全体の3%しかなく、私達人間が使える水は0.8%と言われております。昔に比べて現代人はたくさんの水を使うようになりました。そこで、一度使って汚れた水をいかにきれいにして自然に返してやるかが重要になり、その役割を担うのが下水道でござい

ます。

続きまして1ページを開けてください。ここには下水道の役割を書いてございます。下水道による役割といたしまして、1番目に公共用水域、つまり川・水路・湖・海などの水質保全を目的としております。2番目にトイレの水洗化。3番目に生活環境の改善。4番目に浸水の防除の4つがあげられております。下水道がない所では汲み取り便所か単独処理の浄化槽がほとんどで、家庭の台所やお風呂などから排出されている家庭雑排水は道路の側溝や水路を通って川や海に流されております。つまり洗剤や油、食べ残し等もそのまま流れ公共用水路を汚しているわけでございます。下水道が整備されると、各家庭から出る台所・お風呂・洗面所・トイレの雑排水は、道路下に埋められた下水道管を通じて直接処理場に流れてきれいに処理されるため、家の前の側溝、水路等に汚水が溜まることがなくなります。よって不快な匂いとか伝染病の原因であります蚊やハエの発生を防ぐことになります。

ここで、熊本市の下水道の取り組みと法整備についてご説明いたします。熊本市では、昭和23年から戦災復興事業として市役所周辺の中心部より着手しております。当時の下水道は処理場を持たないもので、市街地からいち早く汚染を流し出すのが目的であったため、放流先の河川はかなり汚染が進んでおりました。昭和30年代から40年代は、全国的な産業の発達に伴い多くの公害が発生しており、その中でも水質汚濁を原因とする公害も多く、水俣病やイタイイタイ病などが発生しました。よって、国では昭和45年12月に水質汚濁防止法が制定され、下水道の目的にも公共用水域の水質保全が新たな役割として加わり現在に至っております。

続きまして、下水道の種類でございます。2ページをご覧ください。一口に下水道といつても色んな種類の下水道がございます。まず、上からいきますと公共下水道。これは市町村が整備し加入するもので一般的な下水道でございます。富合町もこの公共下水道に位置付けられております。2番目が流域下水道でございます。これは2つ以上の市町村にまたがり広域的に処理するもので県が事業主体となっているものでございます。3番目が都市下水路。まだ下水道の雨水整備がなされてない市街地の雨水の排除を主な目的に整備されるものでございます。4番目が特定環境保全公共下水道です。都市計画区域以外でも下水道整備が実施できるようにしたもので、農村・山村・漁村や観光地の環境保全を目的としたものでございます。熊本市においては、河内地区がこの特定環境保全公共下水道の位置付けをしております。最後に特定公共下水道です。主として市街地の中で集中して工場や事業所があるところで、工場廃水などを集めて処理するもので、費用の一部を企業に負担してもらっています。以上5つの下水道の種類がございます。

続きまして、3ページ・4ページをお開きください。まず、下水道の水を流す方法には、汚水と雨水を集めて一緒に流す合流式と、汚水と雨水を別々に流す分流式の下水道がございます。熊本市では、昭和50年まで汚水と雨水を一緒に流す合流式の下水道で整備を行っております。昭和51年以降につきましては、汚水と雨水を別々に流す分流式で整備を行っておりますので、現在は分流式で汚水を先行して整備を進めている状態でございます。パンフ

レットのイラストについて左側から順を追って簡単にご説明いたします。まず、ご家庭から出る台所、風呂、トイレなどの汚水を宅地内の排水設備によって下水道の污水マスに繋ぎ流します。2番目に、工場などの特定施設から出る汚水は、除害施設を設けまして下水道に流せる水質基準に落として流してもらいます。3番目に、污水管は家庭や工場から出た汚水を処理場まで運びます。4番目に、下水道の清掃・修理など維持管理のためマンホールを途中に設けております。5番以降が処理場になります。まず、5番が沈砂池というところで、処理場に入ってきた下水の土砂を取り除くとともに浮いているゴミをスクリーンで取り除きます。6番は、最初沈殿池で、下水を緩やかに流して沈みやすい物を沈める池でございます。7番は反応タンクでございます。下水の汚れを食べる微生物が入っているドロを加え、空気を吹き込みながら混合し、汚れの塊を作り沈殿しやすくする所でございます。8番は最終沈殿池で、ここは汚れの塊が沈んできれいな水が出る所でございます。9番で、最終沈殿池から送られた上澄みの水に含まれる大腸菌等を消毒・減菌し、河川や海などに放流いたします。10番が、最後にきれいになった水が、法令で定められた基準に適合しているかどうか水質検査する所でございます。この処理過程で発生する汚泥に関して、11番とか12番などの汚泥処理施設により汚泥体積を減少させた後、14番の脱水機で水分を榨り取り、その絞り粕を南部浄化センターの焼却炉で燃やしているところでございます。

続きまして5ページ・6ページをお開きください。ここでは、熊本市の下水道の計画について書いております。下水道計画には5ページの全体計画と6ページの認可計画がございます。簡単に言いますと、熊本市の下水道区域の全体を計画に定めているのが全体計画でございまして、その内5年ないし10年で整備を予定する区域で、県知事の事業認可を取得した計画を認可計画と呼んでおります。まず、全体計画についてご説明いたします。旧熊本市では、全体計画区域1万2千280ヘクタールを中部・東部・南部・西部・北部・河内の6つの処理区に分けて処理することになっております。下水道を計画する場合は、その計画区域からどれくらいの汚水が発生するのか。つまり、その区域内に将来どれくらいの人口が見込まれ、一人がどのくらいの水を使うのかなどの予測をする事が計画の出発点となっております。現在の計画は、平成13年度に見直しを行いまして、市域面積2万6千708ヘクタールの内、市街化区域の1万95ヘクタールをベースとして全体計画区域を1万2千280ヘクタールとしております。公共下水道では、一般的に一定の汚水を一箇所に集めて処理した方が経済的と考えられる区域について計画を作成しております。それ以外の点在する家屋につきましては、合併処理浄化槽などで処理することとなっております。旧熊本市の計画では市内の98%にあたる皆様が公共下水道で処理する計画となっております。富合町につきましては、別紙の一枚紙で書いておりますように、全体計画区域が425ヘクタールでございまして、富合と杉島の2処理区に分けて処理することとなっております。富合処理区につきましては、宇土市の浄化センターの方へ。杉島処理区につきましては、南部浄化センターの方へ流すように計画しております。続きまして、6ページの認可計画についてご説明いたします。これは平成20年度に見直しを行いまして、現在の認可計画区域1万1千136ヘク

タールを示しております。こここの絵では着色されている部分が認可区域ですが、特にベージュ色の部分が既に整備された区域で、淡い紫色に着色されている部分が今後整備を進めいく区域でございます。富合町の認可計画は、先程の資料にありますように現在 220 ヘクタールの認可を取得しているところでございます。

今後の富合町の下水道整備計画について、具体的にご説明をしたいと思います。ここに富合町の下水道整備案の地図をおいております。色の説明をいたしますと黒っぽくなっている所が、平成 19 年度までに下水道の整備が終えた所でございます。黄色の部分が、平成 20 年度で施工が終わっている部分でございます。本年度・21 年度には、新幹線車両基地関係の下水道並びに杉島地区の新町橋に添加する下水道を予定しております。平成 22 年度が杉島地区になります。平成 23 年度がこの辺の杉島処理区というような形で整備をしていくわけでございます。富合地区は全体計画が 425 ヘクタールございまして、既に 125 ヘクタール終わっていますので、残りが 300 ヘクタールございます。これにつきましては、合併協議会で協議させていただきましたように熊本市と最終年度を合わせるように平成 40 年度整備完了を目指しているところでございます。具体的に申しますと、平成 22 年度から平成 29 年度にかけましては年間約 3 億 3 千万円を投じて整備をしていく予定としております。

それでは、9 ページ・10 ページをお開きください。ここでは、下水道の普及状況と整備実績を書いております。下水道がどれくらい整備できているかの尺度といたしまして、普及率というのがございます。この普及率とは、正式には人口普及率と言いまして熊本市内に住んでおられる方のうち何の方が下水道が使える区域に住んでおられるかということです。熊本市の場合、平成 19 年度末で 85.6% になっております。ちなみに県の平均が 58.1%、全国平均でも 71.7% となっておりますので、熊本市が県平均または全国平均を上回っているという状況にございます。また、昭和 23 年から平成 19 年度末までに下水管を埋設した長さが 2 千 157 キロメートルございまして、これを JR に換算いたしますと熊本駅から北海道の知内駅までの距離に相当するわけでございます。パンフレットには記載されておりませんが、直近のデーターが出まして、平成 20 年度末の人口普及率が 85.9% まで上がっておりました。19 年度末と比較しまして 0.3 ポイントのアップとなっております。その内富合町につきましては、住民基本台帳人口 8 千 141 人の内下水道を使うことが可能となった人口が 3 千 69 人で、普及率では 37.7% となっております。

次に 11 ページから 18 ページにかけまして、熊本市の終末処理場の航空写真を掲載しております。

まず、11 ページの中部浄化センターですけれども、これは熊本市で一番古い浄化センターでございまして、昭和 43 年に稼動しておりもう 40 年以上は経過しているところでございます。

続きまして、13・14 ページですけれども、これは東部浄化センターで熊本市で一番大きな浄化センターでございます。場所は江津湖の近くになります。

15・16 ページ。これが南部浄化センターでございまして、今回富合町の杉島処理区の

汚水処理を行う処理場でございます。

最後になりますが 17・18 ページは、一番新しい浄化センターでございまして平成 14 年に稼動しております西部浄化センターでございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。下水道は、基本的には自然の勾配、要するに昔の傾きで汚染を流すシステムになっておりますが、処理場にたどり着くまでに深くなりすぎますと建設費も多くかかりますし、維持管理費もかさみます。よって、左上の写真のようなポンプ場をつくり一端汲み上げて自然の勾配で流すようなシステムとなっております。本市には、このようなポンプ場が現在 37 箇所ございます。写真のように現在ではその場の景観に応じて違和感のないようデザインされておりまして、写真に掲載されておりますポンプ場は、熊本市役所本庁の向かい側にあります花畠ポンプ場でございます。そして、パンフレット中央の写真は、局所的に低い地域に作りますマンホールポンプの操作盤の写真でございます。ポンプ自体は地下のマンホールの中にありますので人目に触れることがありませんが、こういうのをお見かけになり上方の赤色灯が点灯している場合はご連絡いただきますようお願いいたします。また、パンフレットの下の方ですが、下水道処理過程で最終的に発生します汚泥を適正に処分することは非常に大切なことでございます。熊本市では現在一日あたり約 80 トンの下水道汚泥が発生しており、南部浄化センターの方に集めて焼却し、その焼却灰は貢町の方にあります扇田環境センターの方に埋め立て処分をしております。

続きまして 20 ページでございます。ここでは、下水道工事に着手いたしました工事の説明会を開きまして、その説明会の後に試験掘をいたしまして下水管を布設します。その工事が終わりますと仮復旧。最後は本復旧をするという下水道工事の一連の流れの掲載をしております。

続きまして、21・22 ページをご覧ください。熊本市の場合、地下水が豊富で水不足の経験もなく、あまり意識がございませんけれども、全国的には下水道の処理水は毎日一定量流れるため都市における安定した貴重な水資源として注目を浴びております。現在、熊本市では一日あたり約 26 万トン、学校のプールにしますと約 850 杯分の水が処理されており、その処理水の一部を処理場内や農業用水として再利用しているところでございます。22 ページの写真をご覧ください。中部浄化センターでは、全国にも珍しく農業用水に利用されているところでございます。坪井川と白川に囲まれた石塘堰樋土地改良区におきまして、河川水位の減少とか河川改修により農業用水が取り入れにくくなり、慢性的な水不足に悩まされていたわけでございますけれども、昭和 51 年から昭和 59 年にかけて処理水を試験田の方に放流いたしまして、現在 225 ヘクタールの水田に農業用水として配水しております。

続きまして、23 ページでございます。下水道建設には多額の費用が必要でございまして、グラフで示しておりますように 29.9% が国からの補助金、2.1% が受益者負担金、その他の市費が 16.8% で、残りの 51.2% が起債を利用しているところでございます。この起債は借金ではございますけれども、下水道施設が半永久的に使用されるものですから

世代間の負担の公平という観点から起債を使っているところでございます。右のグラフは、下水道の維持管理費を示しております。約9割を皆様からいただく使用料でまかなっております。中段の受益者負担とは、都市計画法第75条に基づきまして下水道の整備が行われた区域の土地に1度限りお願いするものでございます。金額は1m²あたり200円で、坪に換算しますと660円となります。建設費の重要な財源でございますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。また、使用料に関しましては、基本料金が10m³までは990円、その後20m³までが1m³あたり125円となっております。ちなみに、月に20m³ご使用になられる家庭ですと月額2千240円ということになります。

続きまして、24ページでございます。下水道が完備いたしますと市が設置した汚水マスに宅地内の接続工事というのが発生します。市では宅地内排水設備の貸付制度を行っておりますので、その融資について書いております。33万円を限度額として無利子で融資しております。また、償還期間は30カ月の均等払いということになっております。

最後になりますが、25ページ・26ページをお開きください。熊本市におきましては、私道につきましても下水管の布設ができるようになっております。27ページは、公費で下水管を布設する制度でございます。中段に7つの条件が書いてございますけれども、この7つの条件を全て満たした所につきましては、公道なみに熊本市の方で下水管を布設することになります。また、26ページは助成制度でございまして、先程に比べまして条件が緩和されております。これは、私道にかかる工事費の3分の2を助成するという方法でございまして、3分の1については皆様方のご負担ということになっておりまして、基本的には維持管理費も個人でお願いするという形になっております。

下水道事業につきまして、パンフレットの方でご説明させていただきましたが、分かりづらい点もあったかとは思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。ただ今事務局からご説明がありました協議第1号につきまして、何かご質問等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

2点お聞きします。下水管の寿命というのは、きちんと使えばどのくらいの寿命があるのですか？

もう一つは、汚泥処理後のリサイクル率を上げるということで計画をされていますけれども、そのリサイクル率を上げてもゼロにはならないと思いますので、その処理はどのようにされているのか？ 今後の計画をお尋ねします。

事務局

下水管の耐用年数についてのお尋ねだと思いますけれども、通常公道に埋設している管は、

一般的に最低の耐用年数が 50 年ということで法的にはなっております。熊本市におきましては、一番古い所が昭和 23 年から着手しておりますのでもう 60 年以上経っております。当時の管は鉄筋コンクリート管でございまして、これは現在使用しております塩ビ製の管に比べまして腐食の方が早ようございます。市内の中心部におきましては 60 年以上経っておりますので、管の入れ替えとか補修を行なっているところでございます。

次に、リサイクルについてでございますが、熊本市の下水道では、汚泥の脱水処理をいたしまして乾燥率 80 %、アンコのような状態になります。それを汚泥の焼却炉が南部浄化センターにございますのでそちらの方で焼却をいたしております。焼却後の灰をそのままにしておきますと飛散しますので、一部水を含ませまして、現在は扇田環境センターという所で埋め立て処理をしております。それで、これまで有効利用率はゼロでございましたが、今年度から汚泥の有効利用を図りたいということで、汚泥のコンポストと言いまして、要は肥料化するようにしております。コンポスト業者の方でたい肥を混ぜまして有効利用をします。それとセメント利用といいまして、セメントの材料の一部に汚泥を利用するため北九州の方の工場に一部持つて行っておりますので、有効利用のセメント利用が 15 %、コンポスト利用が 15 % で約 30 % ほどを有効利用しております。

今後の計画といたしまして、汚泥を乾燥した後に炭化して炭状に致しまして、それをまた有効利用をしたいという計画は持っております。現在そういう状況でございます。

松永 隆 委員

松永でございます。お世話になります。今日は杉島処理区の進捗状況ということで説明がありましたけれども、私達合併特例区協議会でも毎回聞いておりますが、特に JR から西側の方はこれから認可を取っていく中で予算付けをされていくと思いますが、杉島処理区の後はどちらの方に認可を取って工事を進めていかれるのか？ また杉島地区辺りも御船手地区とかの隅々まできちんと計画されているのか？ 障害箇所があるのか？ そういう所があればお知らせ願いたいと思います。

事務局

先程ご説明いたしましたように、平成 22 年度と 23 年度に緑と青で着色している部分の整備を考えております。その後、平成 24 年度以降の整備の順序といたしまして、まず富合町の中で用途が指定されている地区を優先的に整備し、その後用途が指定されていない地区の方に移っていきたいと考えております。まず認可が取れている区域が優先順位の一番という形になりますので、現在認可区域の整備の完了を目指しているところでございます。

松永 隆 委員

富合町が下水道工事に入って一番に始まったのが、富合町でも一番南の方の南田尻という地域なのです。しかし、全地域ではなく国道 3 号線よりも東側だけで、西側の宇土市に一番

近い所は新幹線関連の事業もあって実施されていないのですよ。それで何回もその辺のことを見て聞くのですけれども、今後の下水道工事に関して住民の方もいつ整備されるのか、またされないので不安がられています。宇土市に一番近い所ですが宇土市の下水道も受け入れる許容範囲というのもありますので、そこら辺の今後の進め方というか計画について、今日でなくても結構ですが、今後またこの協議会の中で示してもらってもいいですか。

杉島地区の方達も話を聞くと喜んでおられるというのが現状で、中心部に関してはかなり進んでいるようでございますので、そういう端々の認可計画辺りも是非報告していただければと思います。以上です。

事務局

杉島処理区につきましては、先程説明がありましたように平成22年・23年で完了する予定でございまして、全ての宅地を取り込む予定でございます。それと、もう一つ南田尻地区で潤川より西側の部分がまだ未供用でございますけれども、今年3月に認可を取っていたいた車両基地周辺赤色で塗っております箇所、JRよりも東側の地区につきましては、既存宅地については全て認可区域ということで取り組んでいただいておりますので、杉島処理区が終わった後に車両基地周辺の整備と一緒に供用開始ができることになると思っておりますのでよろしくお願いします。

また、JRより西側につきましても先程説明がありましたように、今後の認可については用途が指定されている所が優先的になるというところまでで、それ以降については現段階では未定ということになっていると思います。

松永 隆 委員

未定は未定で構わないので、色鉛筆でも色を塗って計画の提示をお願いしたいと思います。

事務局

わかりました。下水道建設課の方と協議をいたしまして、皆様にご提示するようにしたいと思います。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。

改原 明博 委員

松永委員さんと関連するかと思いますけれども、平成22年度・23年度で杉島処理区の工事を予定し、年間3億3千万円で平成40年度までの完成を目指しておられるわけですが、この工事着工の優先順位はどうやって決められていますか。用途に適合した所からという様

な説明がありましたが、その地域からの要望が強いとか配管の関係とかいろんな問題があると思いますが、優先順位の基本的な考え方をお尋ねします。

事務局

富合地域に限らず熊本市の一般的な下水道整備の進め方というのをご説明したいと思います。まず大きくくりとしましては、基本的には、市街化区域を優先的に整備を行なっておきます。そして、市街化区域が終わった後、市街化調整区域の方に入っていくという形になります。次に小さなくくりといたしまして、当然下水道というのは終末処理場まで管が繋がっていないといけないわけですので、下水道でいう下流から上流に向かって整備をしていくというのが大原則でございます。そのようなことで、下水道の経緯や流れを見てみないとどこがどうという順番はこの場ではご説明申し上げにくいところがございます。繰り返しになりますが、市街化区域と調整区域に分けるならば市街化区域が優先しその次が調整区域。調整区域のどこから着手するのかといいますと下流から整備をやっていきますというのが大原則でございます。

改原 明博 委員

大まかな所ではわかりましたけれども、現在廻江地区まで工事がされていて、予算の関係もあるのでしょうか、次に杉島地区から工事を始めるのは、すごく飛んでいるような気がしていかがなものかと思いましたので質問しました。大体分かりました。

小山 一美 副会長

普及率は富合町の人口でいくと37.7%ですが、実際に接続されている戸数は違うわけですよね？ 接続率はどのくらいになっているのですか？

事務局

今ご質問がありましたように、普及率と接続率というのは違います。普及率というのは、ご存知のとおり下水道をお使いになることができますよという人数でございまして、実際にお使いになっているのがどのくらいかと申しますと、富合町地域に関しましては約5割程度でございます。熊本市全体でいきますと95%程度ぐらいには上がります。

小山 一美 副会長

富合町が、まだ遅れているということですね。

事務局

下水道ができましたら是非早急な接続の方をよろしくお願ひしたいと思います。

小山 一美 副会長

接続の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

改原 明博 委員

接続する場合の加入金はいくらぐらいになるのですか？

事務局

下水道には加入金というのは特にありません。ただし、先程ご説明しましたように受益者負担金というのが土地の面積に応じてかかります。

改原 明博 委員

これは、一回きりですか？

事務局

一回きりです。

改原 明博 委員

はい、わかりました。

松永 隆 委員

もう一つよろしいでしょうか。私達の地域の中で、認可をとった後に一軒の所から距離的には60～70m離れたところ、極端に言えば飛び地まで繋ぐ場合に、その負担をしてくださいという話を聞いたことがあります。後から家を建てられたわけですが、今後もそういう所があるかと思うのです。特に熊本市が政令指定都市になれば家を建てられる範囲は決まってくるのでその部分は良いのですが、現状でも富合町は結構飛び地というところは多いので、そこは認可をしていただければ離れていてもそこまでは下水道管は引っ張れるのですよね？

事務局

原則、認可区域に入つていれば、そこは下水管を入れる区域ということになりますので、今ご質問がありましたように、仮に家が建つていなくてもその区域を含めているのであれば公費で下水管を入れるというのは可能でございます。

松永 隆 委員

その認可区域の決め方の説明をお願いします。

事務局

旧熊本市におきましては、集落として家が連たんして50メートル以内に20戸以上あるというのを認可区域に入れております。結果として、熊本市も全体の熊本市の面積の約44%しか下水道区域に入っていませんので、残りの56%は下水道の区域に入っていない、いわゆる合併処理浄化槽をお願いしますという区域でございます。しかし、区域としては44%ですけれども、先程申しましたように人口カバーは98%までカバーするという状況にあります。

旧富合町で平成10年に全体計画を作成いたしましたけれども、その当時の既存宅地につきましては、全て下水道計画区域に入れております。それと、既存宅地に囲まれた農地等も下水道計画区域に入っておりますので、この区域内に家が建つ場合は市の方で工事を実施しますけれども、先程の松永委員のご質問を考えますと区域外になるというふうに思われますので、区域外の場合は旧富合町においても自己負担で接続していただければ下水道流入可ということでおっしゃっていました。

松永 隆 委員

熊本市は合併浄化槽に対して補助金があるので、今後家を建てるごとに對してその部分の心配はいらないと思います。ただ、何年後か市街化調整区域と市街化区域という区域区分がありますので、そこら辺は状況を見た中で区域区分をされていかれるのをどうし、またいきなり飛び地に下水道の認可区域を持っていくのも大変だと思いますが、20戸連戸の何メートルではなくして、地域的なことも知っていただきたい、十分に地元の方の話を聞かれて進めていかれて欲しいと思います。よろしくお願いします。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。

菊池 博志 委員

水質についてお聞きしたいのですけれども、処理場で処理をされて河川や海に放流されているということですけれども、その水質は、例えば飲料水として飲めるレベルなのか、生活用水として使えるレベルなのか、また放流した後の河川とか海への影響はどのようになっているのか、分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

それと、農業用水に使っているということで、その農作物への影響とかについて情報がありましたら教えていただきたいと思います。

事務局

処理場で汚水をきれいにして河川、海に放流していますけれども、その指標というのが

BODとかSSとかいう数値で表わされます。それでいきますと、その水を飲料として使用できるかといいますと、それはできません。都市によっては、また中水道として戻してトイレの水に使うとかいったことはやっております。浄化センターでは、例えば植木の散水に使ったりとか、池の鯉の水に使ったりとかそういった状況でございます。当然、放流に関しても基準値というものがございますので、そういった法的な基準はクリアしているところでございます。

それと、河川への影響についてのお尋ねでございますけれども、河川には環境基準点というのを数箇所設けてございます。その基準点で年間通して測定をしているわけでございますけれども、白川につきましては概ね環境基準点を守れている状況でございます。熊本市で一番水質が悪いのは熊本市役所の横を流れている坪井川で、環境基準点を守っていないような状況でございます。できるだけ早く下水道を整備しまして、そういった公共用水域の水質保全というのが一番の目的でございます。市役所周辺はかなり昔から整備はしているのですが、上流域でちょっと悪い水が入ってきているのかなという風には感じております。あと農作物につきましては、先程もご説明しましたように中部浄化処理センターの処理水を試験田として使用しておられますけれども、特に影響があったというような報告は何も受けておりません。

菊池 博志 委員

ちなみにその農作物は、ブランドとして出されているのですか？ それとも、皆さんには分からぬまま流通されているのですか？

事務局

誠に申し訳ございませんが、ブランド名として流通しているのかという点につきましては調べさせていただいて、別途ご回答の方をしたいと思います。

野口 ミナ子 委員

下水道普及率の話が出ておりましたけれども、その他の所に関して合併処理浄化槽なのか、単独の浄化槽なのか、汲み取りがまだあるのかといった統計はあるのですか？

事務局

単独浄化槽、合併浄化槽、汲み取りについてのデーターは、熊本市の浄化対策課が把握しておりますので、浄化対策課にお電話いただければ教えてくれると思います。

米原 靖雄 委員

下水道と雨水が分離されたとおっしゃいましたけれども、その点の説明をお願いします。

事務局

熊本市では、昭和23年から昭和50年までは合流式の下水道、要するに雨水と汚水と一緒に流すシステムで整備を行っていたわけですが、やはり汚水と雨水と一緒に流すとなればそれだけ管も大きくなるし建設費用もかかることになります。そうすると、汚水処理を進めていく上で普及率を上げようと思うと、どうしてもペースが落ちてしまうので分けたというのが一点ございます。汚水だけであれば管も小さくなりますので整備のスピードがアップするということがございます。それと、近年言われていますのが、東京とか九州で言えば福岡市とか北九州市などの大都会では、かなり合流式で整備が行なわれていますが、合流式はどうしても汚水と雨水と一緒に流す関係上、ある一定の量を超えると直接川の方に汚水と雨水が流れしていく構造になっているわけでございます。そうしますと大雨の時に汚水も雨水も一緒に流れ出る可能性があります。それで東京で油の固まりが東京湾に流れついたことがあります。それから合流式に関しては、平成25年までに合流改善をしなさいなどの国からの指示がきておりますので、今対策を講じているところでございます。簡単に言えば汚水の方を先行させたいがために汚水と雨水の切り離しをしましたという認識で結構かと思います。

田中 榮信 議長

それでは、他にないようですので次に進みたいと思います。どうもありがとうございます。お世話になりました。

それでは、次に報告事項に入りたいと思います。報告第1号「今後の行事予定について」につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

行事予定についてご説明いたします。冊子の一番最後のページをお開きください。平成21年7月7日から8月9日までの行事予定を記載しております。

本日8日は、午後2時から嘱託員会議を予定しておりますので、皆様方よろしくお願ひいたします。また、12日は協議会の主催ということで九州新幹線熊本車両基地の見学会がございますのでこちらの方もよろしくお願ひいたします。また、25日は、みんなの川と海づくりデーということで緑川河川敷の清掃がございますので、ご参加の方をよろしくお願ひいたします。

また、8月に入りますと1日は富合ふるさと祭り。それと、記載に一部誤りがございまして、9日と記載しておりますが、おてもやん総おどりは8日の土曜日でございますので、訂正方よろしくお願ひいたします。こちらの方も皆様のご参加の方よろしくお願ひいたします。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただ今事務局から説明がありました行事予定につきまして、何かご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり。)

田中 榮信 議長

特に無いようでしたら、次第4の「その他」に入りたいと思います。その他について事務局から何かありますか。

事務局

次回協議会の開催日程についてでございますけれども、協議会は原則第2水曜日に開催するということになっておりますので、次回は8月12日ということになります。しかし、次回協議会におきまして平成20年度の合併特例区の決算についてのご審議をお願いしたいと考えておりますが、現在決算審査が行われているところでございますけれどもスケジュール的に第2週の8月12日では厳しいと考えられますので、1週間後の第3週の8月19日・水曜日に開催をお願いできたらと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

ただ今事務局から提案がありましたように、8月19日・水曜日に協議会の開催をお願いしたいということですけれども、皆様いかがでしょうか。

内藤 信博 委員

19日は、いつものように嘱託員会議と同日になるのですか？

事務局

嘱託員会議の方は、従前どおりの8月12日ということになるかと思います。今のところ嘱託員会議の変更は予定していないということでした。

内藤 信博 委員

分かりました。

田中 榮信 議長

それでは、8月19日・水曜日の10時からということでお願いをしたいと思います。それでは、その他で何かございませんか。

野口 ミナ子 委員

私達は、今話がありましたように嘱託員会議に出席しておりますが、先月の会議で鳥場地区の区長さんから、整備されていない雑草が生茂っている空き地があるがどうしたらいいも

のかという相談があつっていました。私も見たんですけれども本当に大変で、益々そういう土地が増えていくのではないかと思います。旧富合町にはそういう清掃のことに関して、きちんと整備する必要があるという環境美化条例がありましたが、熊本市にもあるものか無いのかをお聞きしたいと思います。

事務局

熊本市では、環境事業所の方で対応をしておりますが、民地の場合は、その民地の所有者の方を割り出して指導を行っているところでございます。ただし、強制ではございませんので兼ね合いは難しいかとは思いますが、現在はそういう状況でございます。

基本的に私有地でございますので、私有地に対して行政が強制的なこと行なうということは、例えば裁判所に申し立てるとかしないとできません。また、今回の場合は、所有者が不明とはいいながらもご親戚が居られるということでございますので、例えばご親戚なりに同意を得られまして地区で草刈をしていただけたらと考えているところでございます。道具については総合支所でも貸し出す用意はしております。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか？

松永 隆 委員

執行部への要望なんですけれども、前回の協議会で体育施設の使用に関する報告があったのですが、まず案として私達協議会の方には出していただいて、決定事項を出さないようにしてください。もちろん、特例区協議会の行事とか決定事項で済む場合もありますけれども。私達に決定権はないんですけども最初からいろんな事を話し合う協議の場を作っていてください、そしてそれからいろんな関係者に話を持っていくって、最終的にまた報告という形をお願いしたいと思います。

事務局

はい、分かりました。これからは決定する前に協議会の方にお諮りしたいと思います。よろしくお願い致します。

田中 榮信 議長

今後、協議をしながら進めていきたいということですので、それでよろしいでしょうか。

松永 隆 委員

はい。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。

(「ありません」の声あり。)

田中 榮信 議長

他に無いようでございますので、これで議事を終了したいと思います。

これで本日の議事につきましては、全て終了いたしました。これをもちまして平成21年度第4回富合町合併特例区協議会定例会を閉会いたします。皆さん朝早くからご参加いただきありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年8月19日

署名委員

菊池博志

署名委員

田中栄信